

16. ポーランド

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

概ね EU 指令に準拠しているが、政府はポーランド特有の規制として、製造者に対して製品カテゴリーごとに定めた WEEE 回収率の達成を義務付けている。回収率の達成ができなかった場合は、未達成量 (kg) ×1.8PLN (照明器具の一部は×18PLN) の罰金が科される。

関連法

- ・ 使用済み電気・電子機器法 (官報 2005 年 180 号 1495 項、2005 年 10 月 21 日施行、
官報 2008 年 223 号 1464 項、2009 年 1 月 1 日施行)
- ・ WEEE 年間最低回収率に関する環境省令 (官報 2008 年 235 号 1615 項、2009 年 1 月
1 日施行)
- ・ 製品への課金に関する環境省令 (官報 2006 年 19 号 152 項、2006 年 2 月 6 日施行)

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

- ・ 製造者不登録：罰金 5,000～500 万ズロチ (使用済み電気・電子機器法 80 条 1 項)
- ・ マーク非表示：20～5,000 ズロチ (使用済み電気・電子機器法は罰金額を明示していない (72 条 3 項)。環境保護法に基づく罰金が科される (348 条 2 項))。

関連法

- ・ 使用済み電気・電子機器法 (官報 2005 年 180 号 1495 項、2005 年 10 月 21 日施行、
官報 2008 年 223 号 1464 項、2009 年 1 月 1 日施行)
- ・ 環境保護法 (官報 2001 年 62 号 627 項 (2001 年 10 月 1 日施行)、2008 年 25 号 150
項 (2008 年 1 月 23 日施行))

b. RoHS 罰則規定

- ・ RoHS に違反した製品を上市した場合：20～5,000 ズロチ (電気・電子機器における危険物質の使用制限に関する経済省令には罰則規定なし。環境保護法に基づく罰金が科される (348 条 2 項))。

関連法

- ・ 環境保護法（官報 2001 年 62 号 627 項（2001 年 10 月 1 日施行）、2008 年 25 号 150 項（2008 年 1 月 23 日施行））
- ・ 電気・電子機器における危険物質の使用制限に関する経済省令（官報 2007 年 69 号 457 項、2007 年 5 月 3 日施行）

c. WEEE 国内法違反の事例

環境保護検査局（GIOS）によると、2008 年に製造者不登録の事例が 8 例あり、うち 6 件への罰金の課金が確定している。なお同局は、違反企業名などは公表していない。

d. RoHS 国内法違反の事例

GIOS による公表データはなし。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 税関での検査、確認方法

RoHS 指令に基づく省令は、検査方法を定めていない。ヒアリングした法律事務所によると、通関時には「輸入製品の安全に関する規制」に基づいた通常の検査が行われているものの、RoHS 対応としての検査はほとんど行われていないとのこと。

b. RoHS 対応違反時の対応

通関時の通常の検査に際し、疑いのある製品を発見した場合には税関は GIOS に通知するが、GIOS から 3 日以内に回答がない場合、通関を許可するとのこと。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録先：環境保護検査局（GIOS）

b. 登録方法

登録方法:GIOS ウェブサイト (<http://www.gios.gov.pl/esp/>) にてオンライン登録が可能。

登録費用：50～4,000 ズロチ（企業規模、売上額によって異なる）

関連法

- ・ 登録費用と年間費用に関する環境省令（官報 2008 年 236 号 1649 項、2009 年 1 月 1 日施行）

② 回収の仕組み

WEEE 法は、製造業者、自治体、回収業者による回収所設置を認めているが、設置義務については規定がない。製造者は、家庭からの WEEE について回収制度を組織し費用を負担する義務があるが、業者に委託することも可能。

関連法

- ・ 使用済み電気・電子機器法（官報 2005 年 180 号 1495 項、2005 年 10 月 21 日施行、官報 2008 年 223 号 1464 項、2009 年 1 月 1 日施行）

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE が域内で国境を越えることは可能。

関連法

- ・ 廃棄物の輸出に関する法律（官報 2007 年 124 号 859 項、2007 年 7 月 12 日施行）

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

以下の 8 団体が GIOS に登録されている。

- ・ ELEKTROEKO
URL : <http://www.elektroeko.pl/?lang=en>
- ・ European Recycling Platform
URL : <http://www.eprpolska.pl/pl/index.php>
- ・ AURAEKO
URL : <http://www.auraeko.pl/en/main.php>
- ・ BIOSYSTEM ELEKTRORECYKLING
URL : <http://www.biosystem.pl/>
- ・ CCR RELECTRA
URL : http://www.reweee.pl/Reweee_Home_pl.html

- ・ IT RECYKLING POLSKA
URL : <http://www.itrecykling-polska.pl/>
- ・ ELECTRO-SYSTEM
URL : <http://synergis-electro.pl/>
- ・ DROP
URL : <http://www.dropelektro.pl/>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者は、小売販売時に明示されたリサイクルコストを負担する。

⑥ WEEE 回収率

環境保護検査局によると、2008 年の再生率、リサイクル率は以下のとおり。

図表 31 カテゴリーごとの再生率、リサイクル率

製品カテゴリー	再生率	リサイクル率
大型家電機器	86%	84%
小型家電機器	81%	79%
IT および通信機器	84%	82%
消費者向け電子機器	82%	80%
照明機器	83%	75%
電動・電子工具	50%	40%
玩具・レジャー・スポーツ機器	81%	80%
医療機器	44%	44%
監視点検機器	74%	74%
自動販売機	80%	80%

出所：環境保護検査局公表情報を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

フィリップス・ライティング・ポルスカは、照明器具の場合、製品 1 個当たりの費用を 0.40 ユーロと発表している。

③ WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

GIOS によると、2008 年末時点で製造者登録している 3,178 社のうち 2,202 社が民間コンソーシアムに参加している。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

・ WEEE

自治体による分別収集などのリサイクルシステムの構築が遅れている点。またポーランド特有の事情ではないものの、WEEE 指令の規程が必ずしも明確ではないため、ケーブル、基板など、製品の状況によって WEEE 指令の対象か否か解釈が分かれる事例がある（法律事務所、日系販社ヒアリング）。

・ RoHS

関連法は制定されているものの、検査や罰金の課金など運用面でのルールが整備されていない点（GIOS ヒアリング）。

③ 国内法対応の相談窓口情報

ジャパンデスクを設けており、環境関連法に関する相談に対応可能な法律事務所は以下のとおり。

・ CMS Cameron McKenna 法律事務所：

電話：+48 (0) 22-520-5652、

URL：http://www.cms-cmck.com/Warsaw-Poland)

・ DZP 法律事務所：

電話：+48 (0) 22-557-7667、

URL：http://jp.dzp.pl/index.php